

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 2 1
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	9 2 - 3 (4 8 - 2 準用)		
許認可等	漁業協同組合連合会の定款変更の認可				
(根拠規定)					
水産業協同組合法第9 2 条第3 項(抄)					
(前略)第4 8 条第1 項から第4 項まで(中略)の規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、(中略)第4 8 条第1 項第5 号及び第5 0 条第3 号の2 中「第1 1 条第1 項第5 号、第7 号若しくは第1 1 号」とあるのは「第8 7 条第1 項第5 号若しくは第7 号」(中略)と読み替えるものとする。					
水産業協同組合法第4 8 条第2 項					
定款の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない					
(許認可等の基準)					
事業協同組合模範定款例(平成1 2 年4 月3 日何定め:水産業協同組合模範定款例の改正について(昭和4 6 年9 月1 7 日付4 6 水漁第6 3 5 7 号水産庁長官通知)に準拠)					
当該模範定款例の内容に適合していること。					
(その他)					